

令和8年度 集団指導

◎特定教育・保育施設◎

<会計編>

練馬区福祉部指導検査担当課
保育サービス検査係



経理規程に基づいて 会計処理を行っていますか？

会計処理は経理規程に従い適切に行いましょう。
規程と実態が合わない場合は、見直しを行いましょう。

月次報告について

- ▶ 経理規程で定められた日までに、月次報告を行うようにしてください。
- ▶ 月次報告を行った際は、その証跡を残すようにしてください。

固定資産の管理について

- ▶ 経理規程に従って、固定資産の現物確認を行うようにしてください。
- ▶ 固定資産台帳を適切に整備してください。

小口現金の管理について

- ▶ 小口現金出納帳の帳簿残高と現金残高の照合を適切に行いましょう。
- ▶ 経理規程で定められた保有限度額を超えないように、小口現金出納帳で管理しましょう。
- ▶ 小口現金で物を購入する際には、個人のポイントカードやクレジットカード等は使用しないように注意してください。

委託費は使途範囲内で運用して いますか？

委託費を保育園の経費に支出する場合、
使途範囲内での運用が求められています。

委託費の使途範囲について
【支出できないもの】

保育所の運営に関連しない
ものには使わない！

★ 役職員の私的な支出 ★

★ 保育所に勤務実態がない職員の給与 ★

★ 社会通念上、妥当な金額を超える支出 ★
その支出が保育所運営に関連するか、**契約書・請求書・領収書・
成果物などによる説明が必要となる**

委託費の用途範囲について 【支出できるもの】

保育所の運営にかかわるもののみに使います！

人件費

★園職員の人件費★
保育所に属する職員の給与、賃金など

管理費

★園運営のための支出★
物件費（消耗品費）、旅費など

事業費

★園児のための支出★
給食費、保育材料費、保険料など

参考：子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（府子本第254号・雇児発0903第6号）（以下「経理等通知という）1(1)

委託費の弾力運用について

〈第1段階の要件〉

法令順守など最低限のことを行っている

- ・児童福祉法を遵守する
- ・職員を適正に配置する
- ・必要な設備を整備するなど他4つの計7つの要件をすべて満たす

〈経理等通知1(2)、(3)〉

第1段階

要件1

第2段階

要件1
+
要件2

第3段階

要件1
+
要件2
+
要件3

弾力運用の要件を満たす
(質の良い保育を提供する)

「人件費」「管理費」「事業費」の
3つの費用以外に使うための要件

〈第2段階の要件〉

利用者や地域住民に充実した保育サービスを提供している

- ・延長保育・一時預かりを行う
- ・病児保育を行うなど他6つの計8つの要件をいずれか一つを満たす

〈経理等通知1(4)〉

〈第3段階の要件〉

より充実した保育サービスを提供している

- ・職員の能力を向上させる
- ・苦情解決の仕組みを周知する
- ・園の計算書類を開示するなど3つの要件をすべて満たす

〈経理等通知1(5)、(6)〉

弾力運用の第1段階

要件1の7つをすべて満たすで行える！

〈経理等通知 1(2)、(3)〉

「人件費」、「管理費」、「事業費」の相互流用

委託費

①～③の積立資産に積立ができる

①人件費積立資産 ②修繕費積立資産 ③備品等購入積立資産

弾力運用の第2段階

要件1と要件2の8つの（別表1）いずれかを実施すると行える！
〈経理等通知 1(4)〉

「人件費」、「管理費」、「事業費」の相互流用

①～③の積立資産に積立ができる

①人件費積立資産 ②修繕費積立資産 ③備品等購入積立資産

改善基礎分相当額の範囲内

〈経理等通知 別表2〉

- ★修繕費支出
- ★土地、建物賃借料支出
- ★以上の経費に係る借入金（利息分を含む）償還支出又は積立金のための支出
- ★租税公課支出

委託費

弾力運用の第3段階

要件1、2と要件3の3つをすべて実施する
〈経理等通知 1(5)、(6)〉

「人件費」、「管理費」、「事業費」の相互流用

①～③の積立資産に積立ができる

①人件費積立資産 ②修繕費積立資産 ③備品等購入積立資産

+

④保育所施設・設備整備積立資産

改善基礎分相当額の範囲内

〈経理等通知 別表3 別表4〉

委託費3か月分

※処遇改善加算の賃金改善要件分を除く

〈経理等通知 別表3 別表5〉

委託費

**前期末支払資金残高の取り崩し
は適正に行っていますか？**

前期末支払資金残高の 取り扱いについて①

前年度支払資金残高は、条件を満たせば
取り崩して、他の経費に充てられる！

貴職（東京都）に協議を求め、審査の上、**適当と認められる**
〈経理等通知3(1)〉



- ① 当該施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費にあてることができる
- ② 経理等通知1の(4)による別表2に係る経費

【事前協議の省略ができる場合】

- ・ 自然災害その他やむを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合
- ・ 取り崩す額の合計額が当該年度の取崩しを必要とする施設にかかわる拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合

前期末支払資金残高の取扱いについて②

【弾力運用の第3段階の要件をみたしている施設のみ可能】

貴職（東京都）の承認を得た上で以下の経費に充てられる
※当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は、学校法人である場合は理事会
〈経理等通知3(2)〉



① 当該園

- ★人件費
- ★光熱水料等
通常経費の
不足分

② 法人本部

- ★人件費支出
- ★事務費支出

※社会福祉法人会計基準
に定める。

③ 他園

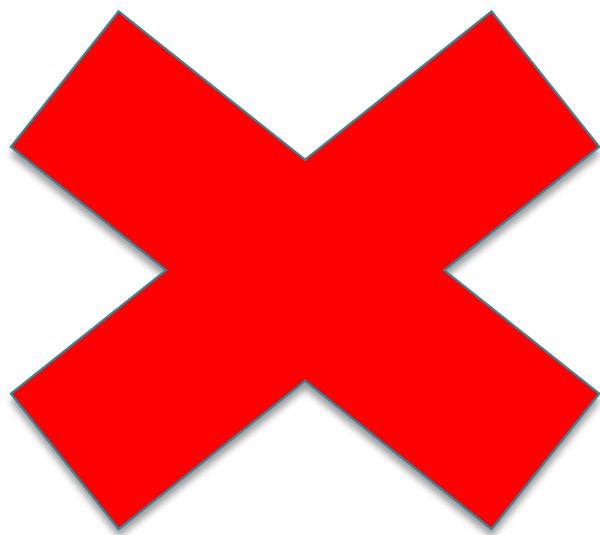
- ★運営費・施設
整備費等

※子育て支援事業を
除く

★ クイスタイル ★

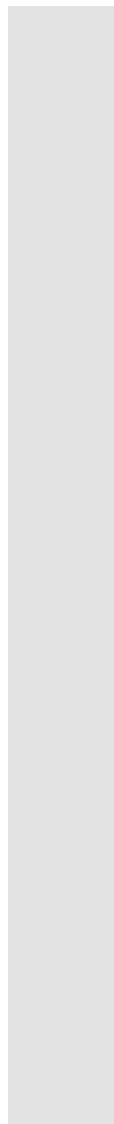
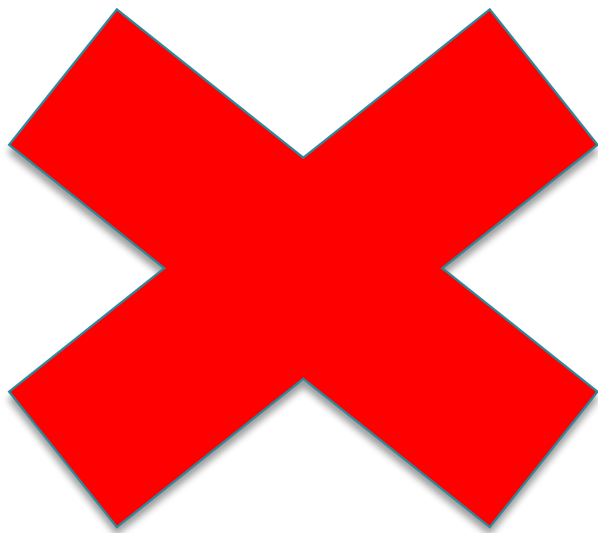
〈第1問〉

施設職員の慰労のため、
個人的な友人との飲食代も
委託費から充てている。



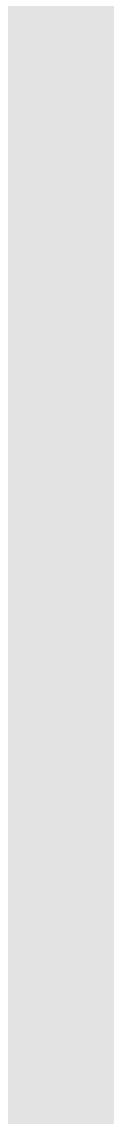
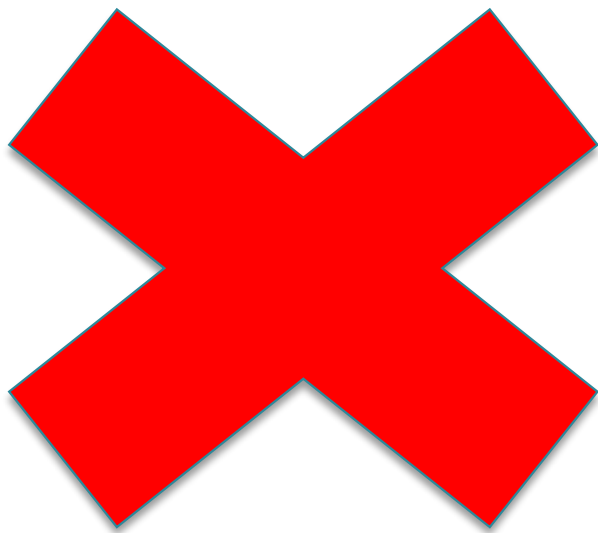
〈第2問〉

委託費の弾力運用、第3段階の要件として、保育サービスの質の向上に関する3つの要件のうちいずれかを満たしていれば、要件を満たすことができる。



〈第3問〉

前期末支払資金残高の取崩しをするため、東京都へ事前に協議を行った。
認められた取崩し額以上に、前期末支払資金残高を取崩しをする必要性が出てきてしまったので、取崩すことにした。



これからも安全安心な保育のために・・・

ご清聴ありがとうございました

Logoフォームの
入力・送信をもって
終了です！
忘れずに～！！



受講報告兼アンケートについて

受講報告は、Logoフォームでのご回答となります。
実施通知のQRコードを読み込んでご回答ください。

提出×切：令和8年7月13日（月）必着